

令和6年度新庄市移動調理販売車両導入支援事業費補助金 公募要項

新型コロナウイルス感染症拡大や長引く物価高騰の影響を受ける中、飲食店の創業や販路拡大に取り組む者を支援するため、移動調理販売車両（キッチンカー）の導入に係る必要な経費の一部について補助金を交付します。

【補助対象者】

新たに移動調理販売車両による持ち帰り・配達飲食サービス業を開始する、次のいずれにもあてはまる方が対象です。

- (1)市内に住所若しくは事業所を有する、中小企業基本法上の中小企業者（個人及び法人）又は法人税法別表第二に規定する法人であること。
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (3)暴力団または暴力団員でないこと。それらと密接な関係を有するものでないこと。
- (4)宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業を営むものでないこと。
- (5)市税の滞納がないこと。

【補助率・補助金額・補助対象経費】

- (1)補助率 補助対象経費の3分の1以内
- (2)補助金額 上限100万円
- (3)補助対象経費（リース料、原材料費は除く）

- ・移動調理販売車両購入費
- ・移動調理販売車両改修費
- ・ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用
- ・広告折込及び広告掲載に係る費用
- ・看板・タペストリー等広告物外注費用
- ・その他移動調理販売車両の導入経費として市長が認めるもの

（ただし、移動調理販売車両により飲食物を提供する事業以外に利用することができる機械及び器具に係る経費を除く。）

※公租公課は対象外です。

例)消費税、自動車取得税、自動車重量税、保健所営業許可申請手数料等

※補助金交付決定前に発生した経費については対象外です。

【補助事業実施期間】

交付決定日から令和7年2月28日まで

【申請方法】

市商工観光課企業立地・商工振興室に、以下の書類を添付して申請下さい。

- (1)補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2)事業計画書(別記様式第2号)
- (3)事業収支予算書(別記様式第3号)
- (4)補助対象経費に係る見積書の写し
- (5)その他必要書類

※様式等は市公式ウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用下さい。

【募集スケジュール】

応募受付	令和6年4月24日(水)～5月31日(金)
審査会※	6月中旬を予定(詳細は申請者に通知します。)
交付決定通知	審査会後に郵送します。
実績報告書提出期限	補助事業完了から30日を経過した日、または令和7年2月28日のいずれか早い日まで
補助金の交付手続	補助事業完了後、受理した実績報告書をもとに実績確認を行い、事業完了と認められた場合に補助金を交付します。

※ 実現可能性や事業継続性、事業に対する取り組み姿勢などを総合的に判断し採択決定します。

※ 審査結果(不採択理由等)に関する問い合わせには、お答えいたしかねますのでご了承ください。